

一部損壊住宅修繕工事費の助成のお知らせ

申請期限は《**2月29日**☒まで》です。

期限までに申請のない方は助成の対象となりません。

◎一部損壊住宅修繕工事費助成金

東日本大震災で「一部損壊」の被害を受けた住宅について、業者に依頼した修繕工事に要した費用の一部を助成します。

■助成対象者および助成対象住宅

- (1) 小野町に住民登録をしていること。
- (2) 住宅の所有者であること(共有名義の場合は代表して所有する方、所有者に代わって修繕工事を行う当該所有者の二親等以内の親族を含む)。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 東日本大震災で被災した住宅であること。
- (5) 町発行の「罹災証明書」で一部損壊の判定を受けた住宅であること。
- (6) 被災日に自己の居住の用に供していること(居住の用に供している併用住宅(居住部分)を含む。ただし賃貸住宅、事業所などは除く)。

■対象工事

次の要件をすべて満たす修繕工事

- (1) 修繕工事に係る費用(消費税含む)が3万円以上であること。
- (2) 修繕工事が、被災者生活再建支援法ならびに災害救助法の支援を受けていないこと。
- (3) 12月28日☑までに修繕工事が終了し、下記必要書類中(2)①を提出できること。

■申請期限 2月29日☒まで

■必要な書類など(申請当日ご持参いただくもの)

- (1) 対象者ご本人の預金通帳のコピー
- (2) ①既に修繕工事が完了した方
 - ・ 修繕工事に要した請求明細書と領収書(施工内容が確認でき、宛名の記入、施工業者の印があるもの)
 - ・ 修繕の完了した個所の写真
- ②これから修繕工事を実施する方
 - ・ 修繕工事に要する見積書(予定工期の記載のあるもの)
- (3) 町発行の「罹災証明書」
※罹災証明書の交付申請は町民生活課で受け付けています。
- (4) 印鑑

詳しくは、広報「おのまち」2011年11・12月号をご覧ください。

☎地域整備課 ☎72-6936